

# 個人情報保護基本規程

## 第1章 本規程の目的

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人岡山県中小企業診断士会（以下「本会」という。）が取り扱う個人情報の適切な保護のための事項を定め、本会の理事、監事及び委員（以下「役員」という。）並びに本会の会員（以下「会員」という。）が関係する個人情報保護事項を遵守することを目的とする。

## 第2章 定義

### (定義)

第2条 本規程において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができそれにより当該個人を識別できるものを含む）をいう。

(2) 情報主体

一定の情報によって識別される、または識別され得る個人をいう。

(3) 個人情報保護管理者

会長によって指名された者であって、本規程実施および運用に関する責任と権限をもつ者をいう。

(4) 個人情報取扱担当者

個人情報のコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表を保管・管理等する担当者をいう。

(5) 監査責任者

会長によって指名された者であって、公平かつ被監査部門から独立な立場にあり、監査の実施および報告を行う権限を持つ者をいう。

(6) 情報主体の同意

情報主体が収集、利用または提供に関する情報を与えられた上で、自己に関する個人情報の収集、利用または提供について承諾する意思表示を行うことをいう。

(7) 利用目的

個人情報の利用および提供の範囲を定め、情報主体の同意の対象となるものをいう。

(8) 利用

本会で個人情報を使用や処理することをいう。

(9) 提供

本会外の者に本会が保有する個人情報を渡し、利用可能にすることをいう。

(10) 預託

情報処理を委託するなどのために、本会が保有する個人情報を本会外の者に預けることをいう。

(11) 事務局職員

職員、契約職員、アルバイト等を含めた本会の業務に従事する者をいう。

### 第3章 本規程の適用範囲

#### (対象となる個人情報)

第3条 本規程はコンピュータ・システムにより処理されているか否か、および書面に記録されているか否か等を問わず、本会において扱われるすべての個人情報を対象とする。

### 第4章 個人情報の収集に関する措置

#### (収集範囲の制限)

第4条 個人情報の収集は、本会の正当な事業の範囲内で、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2 新しい目的で個人情報を収集するときは、個人情報保護管理者に届け出を行うものとする。

#### (収集方法の制限)

第5条 個人情報の収集は、適正かつ公正な手段によって行うものとする。

2 新しい方法又は間接的に個人情報を収集するときは、個人情報取扱担当者は個人情報保護管理者に届け出を行うものとする。

#### (特定の機微な個人情報の収集の禁止)

第6条 次に掲げる種類の内容を含む個人情報については、これを収集し、利用または提供してはならない。ただし、当該情報の収集、利用または提供についての情報主体の明確な同意

がある場合、法令に特段の規定がある場合または司法手続上不可欠である場合については、この限りではない。

- (1) 思想、信条および宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）
- (3) 身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (4) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (5) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (6) 保健医療および性生活に関する事項

#### **（情報主体から直接収集する場合の措置）**

第7条 情報主体から直接に個人情報を収集する際には、情報主体に対して、次に掲げる事項またはそれと同等以上の内容の事項を書面またはこれに代わる方法により通知する。

- (1) 個人情報に関する問合せ部署と連絡先
- (2) 収集および利用の目的
- (3) 個人情報の提供を行うことが予定される場合には、その目的、当該情報の個人情報受領者および個人情報の取扱いに関する契約の有無
- (4) 個人情報の提供に関する情報主体の任意性、および当該情報を提供しなかった場合に生じる結果
- (5) 個人情報の利用を拒絶する権利、個人情報の開示を求める権利、および開示の結果当該情報が誤っている場合に訂正または削除を要求する権利の存在、ならびに当該権利を行使するための具体的方法
- (6) 個人情報を第三者と共同で使用する場合は、その旨

#### **（情報主体から対面ではなくて個人情報を直接収集する場合の措置）**

第8条 個人情報保護管理者は、担当者が情報主体から直接に個人情報を収集する場合で、第7条に定めた方法での同意がとれなかったときのために、本会の個人情報保護基本方針および第7条各号に掲げる事項を本会（支部等を含む）のホームページに掲示する。

#### **（情報主体から間接収集する場合の措置）**

第9条 情報主体以外から間接的に個人情報を収集する際には、情報主体に対して、少なくとも、第7条に掲げる事項を書面またはこれに代わる方法により通知する。ただし、次の

- (1)から(3)までに掲げるいずれかの場合においては、この限りでない。
- (1) 情報主体からの個人情報収集時に、あらかじめ本会への情報の提供を予定している旨、情報主体の同意を得ている情報提供者から収集を行う場合
- (2) 提供される個人情報に関する契約の締結により、個人情報に関して提供者と同等の取扱いを担保することによって個人情報の提供を受け、収集を行う場合
- (3) 情報主体により不当定多数の者に公開された情報からこれを収集する場合

## 第5章 個人情報の利用に関する措置

### (利用の原則)

第10条 利用目的の範囲内で行う本会の個人情報の利用は、次の(1)から(5)までに掲げるいずれかの場合にのみこれを行うこととする。

- (1) 情報主体が同意を与えた場合若しくは同等の措置を講じた場合
- (2) 情報主体が当事者である契約の準備又は履行のために必要な場合
- (3) 本会が従うべき法的義務の履行のために必要な場合
- (4) 情報主体の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- (5) 警察、税務署、裁判所等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求等があった場合

### (目的外利用の場合の措置)

第11条 利用目的の範囲外の個人情報の利用は禁止する。

利用目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合又は前条(1)から(5)までに掲げるいずれの場合にも当たらない個人情報の利用を行う場合においては、個人情報保護管理者は第7条各号に掲げる事項を書面またはこれに代わる方法により通知し、あらかじめ情報主体の同意を得ることとする。

## 第6章 個人情報の提供に関する措置

### (提供の原則)

第12条 個人情報の提供は、事前に情報主体に通知した利用目的の範囲内で行うものとする。

ただし次の(1)から(2)に掲げるいずれかの場合においては、この限りでない。

- (1) 本会が従うべき法令上の義務のために必要な場合
- (2) 情報主体の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合

### (目的外提供の場合の措置)

第13条 利用目的の範囲を超えて個人情報の提供を行う場合、情報主体に対して第7条各号に掲げる事項を書面またはこれに代わる方法により通知し、情報主体による事前の了解のもとに行うものとする。

## 第7章 個人情報の適正管理義務

### (個人情報の正確性の確保)

第14条 個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

2 定期的に情報主体に通知等をしている場合、担当者は、通知の中に次の事項を記した届け出様式等を入れて通知するものとする。

(1) 個人情報の開示を求める権利及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正、追加、削除を要求する権利の存在並びに情報主体が当該権利を行使するための具体的な方法

(2) 個人情報の収集後における利用を拒絶する権利の存在及び情報主体からの当該個人情報の消去、利用停止等の具体的な方法

### (個人情報の安全性の確保)

第15条 個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏えい等の危険に対して、組織的、人的、物理的および技術的な面において合理的な安全対策を講じるものとする。

### (個人情報の秘密保持に関する従事者の責務)

第16条 個人情報の収集、利用または提供に従事する者（以下「従業者」という。）は、法令の規定または本規程若しくは個人情報保護部門管理者が指示した事項に従い、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。

2 個人情報保護管理者の承諾を得ないで、個人情報の目的外利用、第三者への提供・預託、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等の個人情報の漏えい行為をしてはならない。

3 従業者が従業者でなくなった場合、従事している間に知りえた個人情報は、上位の従業者の指示にしたがって返却、廃棄等の処理を行わなければならない。

### (個人情報の委託処理に関する措置)

第17条 本会が、情報処理を委託する等のため個人情報を外部に預託する場合には、十分な個人情報の保護水準を提供する者を選定し、契約等の法律行為により、個人情報取扱責任者の指示の遵守、個人情報に関する秘密の保持、再提供の禁止、委託業務終了時の個人情報の返却及び消去に関する事項および事故時の責任分担等を担保するとともに、当該契約書等の書面または電磁的記録を個人情報の保存期間にわたり保存するものとする。

2 個人情報取扱担当者は、委託先に対して必要かつ適切な監督を実施するものとする。

3 契約については、個人情報保護管理者の承諾を得てから締結し預託を実施する。

## 第8章 自己情報に関する情報主体の権利

### (自己情報に関する権利)

第18条 情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応ずる。また開示の結果、誤った情報があった場合で、訂正または削除を求められた場合には、合理的な期間内でこれに応ずるものとし、訂正または削除を行った場合には、可能な範囲内で当該個人情報の個人情報受領者に対して通知を行うものとする。

### (自己情報の利用または提供の拒否権)

第19条 本会が既に保有している個人情報について、情報主体から自己の情報についての利用または第三者への提供を拒まれた場合は、これに応ずるものとする。ただし、公共の利益の保護または本会若しくは個人情報の開示の対象となる第三者の法令に基づく権限の行使または義務の履行のために必要な場合、および会員情報の適正な管理運営のために必要な場合については、この限りでない。

## 第9章 組織および実施責任

### (会長による個人情報保護管理者および監査責任者の選任)

第20条 会長は、本規程の内容を理解し実践する能力のある者を本会内から1名指名し、個人情報保護管理者としての業務を行わせるものとする。

- 2 会長は、本規程の内容を理解し公平、かつ、客観的立場にある者を本会内から1名指名し、監査責任者としての業務を行わせるものとする。
- 3 前2項により指名された者の任期は2年とする。

### (個人情報保護管理者の責務)

第21条 個人情報保護管理者は、本規程に定められた事項を理解し、および遵守するとともに、個人情報の収集、利用、または提供に従事する者にこれを理解させ、および遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

### (個人情報保護管理者による担当者の選任)

第 22 条 個人情報保護管理者は、前条の責務を果たすため、必要に応じて、教育の担当者および個人情報保護苦情・相談窓口の担当者を本会内から指名し、それぞれの担当者としての義務を行わせることができる。

#### **(監査責任者の責務)**

第 23 条 監査責任者は、本規程に定められた事項を理解し、および遵守するとともに、定期的に本規程が適切かつ有効に実施されているかを評価し、確認する責任を負うものとする。

2 会長は、理事会の決議を得て、監査業務を本会外の第三者に委託することができる。

#### **(個人情報苦情・相談窓口担当者の責務)**

第 24 条 個人情報苦情・相談窓口の担当者は、本規程に定められた事項を理解し、および遵守するとともに、会員や受講生等からの個人情報に係わる問合せ・苦情等を受け付けて対応するとともに、相談内容を分析し再発防止等を検討して本規程の運営に反映させる責任を負うものとする。

## **第 10 章 監査**

#### **(監査の実施)**

第 25 条 監査責任者は、事業年度毎に、本会の個人情報の取扱いが個人情報保護方針及び本規程に則って実施されているかを確認し、会長に報告する。

## **11 章 罰則**

#### **(罰則)**

第 26 条 会員が、故意又は重大な過失により本規定に違反した場合は、定款第 9 条の 2 に規定する懲戒処分の対象となる。

2 職員が、故意又は重大な過失により本規定に違反した場合は、解雇を含む懲戒の対象となる。

## **第 12 章 雑則**

#### **(必要事項の決定)**

第 27 条 この規程の実施に関して事務手続などの必要事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

**(規程の改廃)**

第 28 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

**附則 (令和 3 年 6 月 5 日理事会決議)**

この規程は、令和 3 年 6 月 5 日から施行する。